

復命書

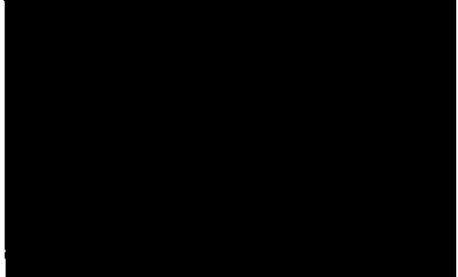
	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課員
供 覧							
日時	平成 20 年 5 月 1 日 (木) 14:00 から 15:30						
出張先	熱海市中央町 熱海市役所						
用件	[redacted] による熱海市伊豆山地内の無許可開発に対する指導について						
内容 及び 結果	[redacted] に対し、文書により工事の中止及び復旧を指導し、今後の対応策等について協議した。						
	記						
	<p>1 立会者 [redacted] 代理人 [redacted]</p> <p style="margin-left: 40px;">熱海市建設部 まちづくり課 [redacted]</p> <p style="margin-left: 40px;">観光経済部 産業振興課 [redacted]</p>						
	<p>2 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最初に熱海市の [redacted] から [redacted] に対し、これまでの経緯等を説明し、土地利用審査の課程で市が森林区域に係ることを見落とししたことを認めた。 ・ [redacted] が、[redacted] の委任を受けた者であることを市に提出されている委任状で確認し、本人に対しては、口頭で確認した。 ・ [redacted] から当該事業が5条森林を1ha以上形質変更している恐れがあることを説明し、作業を中止し、土地の形質変更面積を実測し、復旧するよう伝え、[redacted] に文書を手渡した。 ・ [redacted] は、県の指導に従うことを表明した。 <p>3 協議結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策については、災害防止の観点から、都市計画法等の許可を得ている防災施設等について早急に仕上げる。 ・ 法面については種子吹付を行い、宅盤等の平坦地については植栽する。(植栽は、きちんとした対応をすると [redacted] 自ら表明した。) ・ 復旧工事を5月中に完了するよう進め、完了次第、林地開発許可申請を行い、6月13日に開催される森林審議会に間に合うようにする。 ・ 復旧工事と平行し、林地開発許可申請の準備を進める。都市計画法等の許可を得ている図面を極力活用し、矛盾がないようにしていく。 ・ 今後は、[redacted]、熱海市、東部農林の3者が熱海市役所に集まり協議していく。 <p>4 その他 ([redacted] 側の発言)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地分譲について、既に販売契約を締結しており、6月中に引き渡さなければならない。それを過ぎると違約金が発生する。 ・ これまでも行政の指導には従っており、今回のことについても最初から林地開発の許可が必要であることがわかっていれば、当然、許可申請をしていた。 ・ 今回の件については、熱海市に非があると思っている。 						

上記のとおり復命します。

平成 20 年 5 月 1 日

東部農林事務所長 様

職氏名



委任状

■■■■■ は、■■■■■ を
代理人と定め、下記の権限を委任致します。

記

1. 熱海市伊豆山字嶽ヶ■■■■■ 他
1. 熱海市伊豆山字水立■■■■■ 他
1. 上記土地の開発許可申請及び検査済取得に関する一切の権限

以上、委任致します。

平成 18 年 3 月 6 日

委任者 住 所
氏 名

